



令和5年10月1日に開始されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）ですが、今年9月末で制度導入から3年が経過します。

インボイス制度は非常に複雑な制度であるため、導入後数年間は様々な経過措置が設けられていますが、その一部が今年9月末で終了します。

しかし、制度開始から3年が経過したとはいえ、納税者の皆様の理解が十分に進んでいるとは言えず、新たに事業を開始する方が制度をすぐに理解することも容易ではありません。

さらに、来年からは食料品の消費税率を0%（又は1%）とすることが検討されており、仮に実施されたならば、経理の現場は大きな混乱に見舞われることが予想されます。

是非、経理の現場の声を踏まえて簡素な制度として欲しいものです。

令和8年度の税制改正②

インボイス経過措置の見直し

(1) 3割特例

インボイス制度の開始に伴い、適格請求書発行事業者として登録して適格請求書を発行するためには、消費税の課税事業者となる必要が生じました。

これまで消費税の免税事業者であった方が、新たに課税事業者となってインボイスを発行する場合、申告・納税の事務負担が大きく増えることから、売上税額の2割を納税すればよい「2割特例」が設けられていました。

この「2割特例」が令和8年10月1日からは見直されます。

法人事業者はこの特例が廃止され、個人事業者は売上税額の3割を納税する事を選択出来る「3割特例」となります。

なお、この「3割特例」は令和9年分及び令和10年分の2年間に限り適用される予定です。



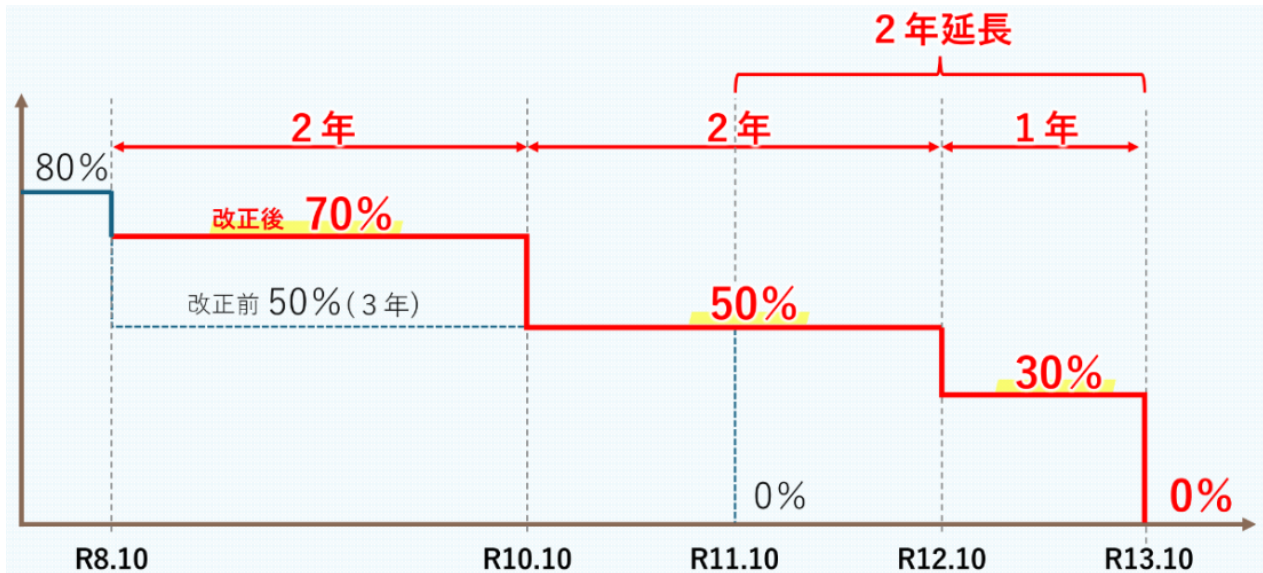
(2) 7・5・3割控除

インボイス制度の開始に伴い、消費税の課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として適格請求書（インボイス）の保存が必要となりました。そのため、適格請求書を発行出来ない免税事業者に対して支払った場合はその消費税相当分について仕入税額控除を受けることが出来なくなり、支払った事業者の消費税負担が以前よりも増額する事となります。

ただし、急激な負担増を避けるための経過措置として、制度開始後3年間は免税事業者に対する支払いであっても、その消費税相当額の8割の仕入税額控除を受けられる特例があります。

従前の予定では、この8割控除の経過措置が令和8年10月1日から免税事業者からの仕入れであっても5割の仕入税額控除を受ける事が出来る5割控除の特例に移行し、更にその3年後にはこの経過措置は終了することとされていました。

この予定が、今年の改正で下図の様に令和8年10月1日からは7割控除の特例となり、その後2年間は5割控除の特例、その後1年間は3割控除の特例となり、令和13年10月1日から完全に終了する予定に変更されました。



中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例の上限額の見直し

中小企業者等が取得する少額減価償却資産については、一定の要件を満たす場合、取得価額の全額を取得した事業年度の経費（損金）に算入できる特例が設けられています。今回の税制改正により、この特例の対象となる取得価額の上限が見直され、令和8年4月1日以後に取得する少額減価償却資産については、これまでの30万円未満から40万円未満へ引き上げられました。



* お客様紹介 *

麵屋 大輪 様

姫路市でラーメン店をされています。豚骨・味噌・四川ラーメンが主で、昨冬は冬限定で濃厚ごま豆乳担々麺が美味しくメニューに登場、夏は冷やし中華が登場しています。冷やし中華の翡翠麺は色鮮やかで見た目も食欲がそそります。私事ですが昔からラーメンを全部食べると胃が重たく感じるのですが、大輪様のラーメンは、どのメニューも重くなく最後まで美味しく頂けるので、「ラーメンは苦手…」という方も是非召し上がって頂きたいと思います。時間が急ぐ確定申告期間は、事務所から近くメニューもすぐ提供下さるので、お世話になっていました。これからも宜しくお願い致します。



【事業】 ラーメン店
 【住所】 兵庫県姫路市十二所前 108
 アメニティーライオン 1F
 【電話】 079-263-8161

<https://www.instagram.com/tairin2017>

濱田会計事務所 HAMADA ACCOUNTANT OFFICE

濱田会計事務所
 〒670-0053
 兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4-13
 TEL : 079-229-9041
 Fax : 079-229-9049
 E-Mail : info@hamadakaikei.jp
 URL : <http://hamadakaikei.jp>



無料
メールマガジン
登録はこちら

